



指定緊急避難場所への避難

○災害の危険があり(特に避難情報(避難指示等)の発令時)、自宅にいては命が守れない場合は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所へ避難してください。

○高潮の発生、想定される浸水深が洪水や内水氾濫に比べ、深くなる地域があるため、避難ができない指定緊急避難場所があります。

○避難指示などによらず、自主的に避難しようとする場合には、事前に区役所へ連絡し、避難先などの確認を受けてください。

名古屋市災害対策本部・瑞穂区本部(瑞穂区役所)
TEL/841-1521(代表) 852-9212~7(ダイヤルイン) FAX/851-3317

凡 例	
	指定緊急避難場所 命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所。
	アンダーパス 大雨が降ると道路冠水を起こし、通行止めとなる箇所。
	土砂災害(特別)警戒区域 土砂災害の発生のおそれがある区域。
	区界 ----- 学区界 (学区界はおおよそです。詳しくは、各区役所へお問い合わせください。)
	区外の指定緊急避難場所 ■■■■■ 防潮堤 津波や高潮などの被害を防ぐための施設です。